

# 共同参画 新たな 社会のパスワード

6月23日～29日は  
男女共同参画週間



男女が職場や学校、地域、家庭でそれぞれの個性と能力を発揮できる「男女共同参画社会」の実現には、お互いの人権を尊重しあい、共に歩んでいくことが大切です。

6月23日(火)から29日(月)までは男女共同参画週間です。この週間を機会に、性別にこだわらず、男女が互いに喜びも責任も分かち合えるパートナーシップを築きましよう。

もしも、夫婦・家族関係、地域や職場での人間関係など暮らしの中で悩みごとがありましたら「男女悩みごと相談窓口」をご利用ください。専任の女性相談員が相談をお受けしています。開設時間等は、本紙19ページの「相談コーナー」一覽をご参照ください。

問い合わせ

人権推進課 人権政策担当

☎ 65-0695

☎ 63-4582

ひとりで悩まないで！まずはお電話ください

※相談無料、無料託児あり

## 男女共同参画相談室

夫(妻)やパートナーからの暴力、夫婦関係・家族の悩み、職場・近所での人間関係、セクハラやパワハラ、離婚の悩みなどの相談をお受けします。

### 【相談日時】

◎総合相談(電話・面接)

火・水・金・土・日曜日 9:00～12:00、13:00～17:00  
木曜日 9:00～12:00、17:00～20:30

◎専門相談(面接)

法律相談(弁護士)・DV相談(臨床心理士)  
毎月各1回 13:00～17:00

### 【相談方法】

0748-37-8739へお電話ください。専任の相談員が対応します。

## 女性のチャレンジ相談

再就職やキャリアアップ、起業、NPO活動など、チャレンジしたいけれど、どうしてよいか分からない女性の方、専門の相談員がアドバイスや情報提供などで応援します。

### 【相談日時】

毎月第2木曜日の午前、第4土曜日の午後

### 【場所】

県立男女共同参画センター

### 【申込方法】

0748-37-3751へお電話ください。

問い合わせ 県立男女共同参画センター

☎ 0748-37-3751 ☎ 0748-37-5770



▲人権擁護委員による啓発活動

## 人権擁護委員が啓発活動

6月1日の「人権擁護委員の日」を知ってもらおうと、市内の量販店で5月29日、人権擁護委員による啓発活動が行われました。

人権擁護委員は、買い物客に啓発物品を配りながら、「悩みごとがあれば私たちに相談ください」と呼びかけました。啓発には、人権イメージキャラクター人KENあゆみちゃんも登場し、親子連れを楽しませていました。

私たちに  
相談を